- 1. 憲法と平和を大切にする市政に
- (1) 憲法は権力者を縛るもの

NHK朝の連続テレビ小説「マッサン」では戦争まっただ中の様子が描かれています。

マッサンの妻のエリーはイギリス出身というだけで鬼畜米英と差別され、 愛する家族から引き離されかけました。

当たり前の暮らし、一人一人の命がいかに粗末に扱われるのか、戦争の愚かさ、悲惨さを感じました。

その戦争の反省に立って定められた日本国憲法は前文で「国民の平和的生存権」を謳っています。第13条では「生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利」を定めています。99条では天皇以下、国務大臣等の憲法遵守義務を定めています。憲法に縛られる立場の内閣総理大臣から自分がやりたいことができるように憲法を変える議論を始めることがすでに憲法遵守義務から外れていることです。

どの国の憲法も制定するときには世界の憲法を調査し、参考にすべき理念を盛り込んで制定されます。明治憲法はプロシア憲法を参考にしたと言われますが、誰もドイツ製だとは言いません。

また日本国憲法の制定はポツダム宣言を受けてのものでした。

ポツダム宣言は「平和的傾向を有する責任ある政府の樹立」、「民主主義的傾向の復活強化」、「基本的人権の尊重の確立」などを求めていました。受諾したからには明治憲法とは根本的に異なった憲法を定めなければなりませんでした。ところが憲法問題調査委員会の試案は現状維持的、保守的な内容でした。

最初からポツダム宣言に沿った試案を作っていればGHQ草案は不要でした。

一方、政党や民間からは国民主権など現行憲法に通じる草案、私案が出されました。高知県上街(かみまち)と小高坂(こだかさ)村では明治憲法以前に女性に投票権がありました。現行憲法の理念は当時の日本に存在していました。憲法はアメリカ製でも押しつけでもありません。

第二次大戦後も世界で武力衝突はなくなってはいませんが、戦争違法化の 国際世論は広がっています。

かつて戦争や侵略は国家にとって当たり前の選択肢でした。また国家は戦争のためにどんな手段を使っても咎められることもありませんでした。

国際連盟、国際連合と世界大戦の度にそれまでの国際秩序を見直しながら戦争を避けようとする枠組みが作られてきました。

不十分ながらも国際秩序と戦争について条約や国連決議があり、それを無視すれば国際的な批判を受け、世界的な協力は得られません。アメリカが有志連合なるものを作らざるを得ないのはそのためです。

地雷やクラスター爆弾など武器を制限する取り決めがなされ、核兵器を違 法化しようとの国際的な運動もあります。

日本国憲法は、国が始めた戦争の反省に立ち、交戦権を認めていません。 最初から国際紛争を解決する手段として武力行使には踏み込まない、と定め ています。

戦争違法化の最先端にあるのが日本国憲法の九条です。男女平等、生存権などもその実現を目指して世界に誇るべき進んだ理念です。

そこで質問です。

- (ア) 安倍首相が改憲に意欲を滲ませていることについて憲法遵守義務の点 から市長はどう考えますか。
- (イ)日本国憲法は今なお先進的な理念に基づいた内容だと思いますが、ご 所見をお聞かせ下さい。

(2) 平和の理念で安全保障を

IS によるとされるテロなどの蛮行は本当に許せません。自分たちのアピールや取り引きの為に人の命を弄ぶやり方は絶対に認められません。

だからといってテロとの戦いは日本が軍事的対応を強めれば解決するものではありません。軍隊でテロリストを壊滅させて自国民の安全を守ることができている国はアメリカを含めてありません。

自衛隊の活動、安全保障問題全般を伝える安保・防衛問題の専門紙である『朝雲』の2015年2月12日付けのコラムは「国会質問を聞いていると、陸上自衛隊の能力を強化し、現行法を改正すれば、人質救出作戦は可能であるかのような内容だ。国民に誤解を与える無責任な質問と言っていい。」と述べています。

朝雲のコラムは「パスポート表紙裏の言葉の意味を今一度考えてみる必要がある。」とも書いています。パスポートの表紙裏には日本国外務大臣の印とともに「日本国民である本旅券の所持人を通路故障なく旅行させ、かつ、同人に必要な保護扶助を与えられるよう、関係の諸官に要請する。」と記されています。外国にいる日本人の安全はその国の政府に委ねられています。

立場を変えてみれば分かります。日本にいる自国民を守るため、と外国の 軍隊や警察が武器を持って作戦行動を取ることがあれば日本政府の面目は丸 潰れです。

テロに屈しないことは武力に訴えることではありません。不屈の闘いはむ しろ地味で時間の掛かるものです。

日本共産党は、国際社会と連携してテロリストへの資金の流入、戦闘員の 参加、武器の供給を阻止することが必要だ、と提案しています。

時間が掛かっても格差と貧困をなくし、誰もが展望を持てる社会にしてい くことがテロリストを生む土壌を無くす道です。

9条がなく軍隊があった70年前に軍事力で日本国民の安全を守ることができたのか、というと全く逆です。無謀な戦争に突き進み日本国民、アジア諸国民に多大な犠牲を強いることになりました。

国際社会で日本人の安全を確保する道は「日本人は敵では無い。」という 関係を築いていくことです。

パキスタン、アフガニスタンで医療、水源確保、農業支援の活動をしている中村哲医師は「憲法9条を持つ日本の平和的なイメージに何度も助けられてきた。」と言っています。侵略者とみなされる欧米人がテロの対象になる一方、日本人は「武力で他国を侵略しない国」とされ、敵意を向けられてこなかったためです。

日本国際ボランティアセンター代表理事の谷山博史さんは「軍隊と一線を画す。多くのNGOがこのことを基本方針にしています。中立・公平が人道支援の原則です。軍隊と関係があるとみられると、この中立性が担保されず、逆に武装勢力を支援住民の中に引き込み、危険にさらしてしまうからです。」と語っています。

しかし、安倍首相は「積極的平和主義」を掲げて他国の軍隊にもODAで 資金援助をしようとしています。国連の承認が得られず「有志」で行う軍事 行動に荷担しようとしています。

「積極的平和主義」の実態は間接的な軍事支援です。日本は戦争に参加しない平和的な国というブランドを剥がしてしまいます。

集団的自衛権の行使は日本への攻撃と関係なくても「密接な関係にある国」の戦争に協力するものです。安倍内閣が考える「密接な関係にある国」の第一はアメリカです。日本の存立に関わる事態と政府が判断すれば武力を行使するのが集団的自衛権の行使ですが、アメリカ言いなりの政府では「アメリカのご機嫌を損ねたら日本の存立に関わる」と考えかねません。

しかし先に述べたように日本が自衛隊を海外へ送ることになれば、かえっ

て日本人を攻撃対象にさせてしまいます。

そこで質問です。

- (ア) 市長は憲法の平和の理念をどう考えていますか。
- (イ) 安倍首相の「積極的平和主義」は海外へ出かけていく市民を危険にさ らすことになりませんか。

(3) 岡山空襲を語り継ぐために

戦後70年が過ぎようとしており、岡山空襲の体験者も高齢化しています。 市としても戦争の悲惨さを語り継ぎ、二度と戦争をしないとの誓いを引き継 ぐために資料収集、聞き取り等にいっそう力を入れて取り組むためには担当 課の創設が必要です。

そこで質問です。

- (ア)戦争体験、資料の収集と分析を位置づけて担当課の設置をすべきでは ありませんか。
- (イ) 岡山空襲から70年の節目の年に当たってどのような取り組みを行いますか。
- (ウ) 学校教育では戦争体験の継承にどう取り組みますか。

(4) 核兵器のない世界を実現するために

今年は5年ごとの核不拡散条約NPT再検討会議が開かれる年です。

5年前のNPT再検討会議の時に私はニューヨークへ行き「核兵器を無く そう。」と運動している世界の人たちと交流し、核保有国にも核兵器廃絶を 求める市民がいて運動していることを実感してきました。

昨年はウィーンで非人道性の観点から核廃絶を求める国際会議が開かれ、 オーストリア政府は国連加盟国に核廃絶を訴える声明を送っています。

広島と長崎に原爆が落とされてから70年目の今年こそ、核廃絶に向けて 具体的に世界を動かす年にしなくてはなりません。

そこで質問です。

(ア) 岡山市長として核兵器廃絶への思いをお聞かせください。

(5) 地方自治と民意について

名護市長選挙、沖縄県知事選挙、総選挙と三度に渡って新基地建設反対の

地域の民意が示されたにもかかわらず安倍内閣は基地建設を強行しようとしています。

成人の日の連体の深夜にも工事が強行されました。県民、市民の反対運動 の不意を突くための夜襲のようなものだったと思います。

安倍政権は全国どこでも地域住民が反対することを強引に押し進める危険 性を持っています。

今後、原発再稼働や放射性廃棄物の処理でも同様なことをやりかねません。

そこで質問です。

- (ア) 憲法に定められた地方自治の本旨からいって国策だからと自治体の反対を押し切って強引に進めることがあってはならないと考えますが、 ご所見をお聞かせ下さい。
- 2. 市民のための予算と市政について
- (1) 国の悪政、負担増から市民の暮らしを守れ

国は「地方創生」を掲げ、まち・ひと・しごと創生本部を立ち上げ、昨年 12月27日にまち・ひと・しごと創生戦略を閣議決定しています。

創生戦略では、従来の政策の検証として(1)府省庁・制度ごとの「縦割り」構造、(2)地域特性を考慮しない「全国一律」の手法、(3)効果検証を伴わない「バラマキ」、(4)地域に浸透しない「表面的」な施策、(5)「短期的」な成果を求める施策を挙げています。

これらは歴代の政府がやってきたことです。

規制緩和により地方の公共交通の撤退が自由になり、交通不便で生活できない地域が生まれました。大規模な店舗が出店して地域の小売店を潰しては引き上げ、買い物難民が生まれました。農産物の輸入自由化で農業で食べていけなくなり、耕作放棄地が増えました。

これでもなお景気を良くして地域を活性化しようと出してくる政策の第一は規制緩和です。十把一絡げに岩盤規制とレッテルを貼り、規制緩和と称して何でも野放しにすればいいものではありません。

歴代の自公政権で進んできた地方の疲弊がアベノミクスで加速したことの 不満を受けて地方創生だ、「まち・ひと・しごと創生戦略」だ、と言い出し た訳です。

現実に行っている政策はますます地方で暮らしにくくするものです。

真に地域の力を発揮するためには大手の呼び込み型の開発、企業誘致から 脱し、地域の資源を活用しなくてはなりません。

そこで質問します。

- (ア) アベノミクスはますます地方を疲弊させたのではありませんか。
- (イ)よそに本社がある大手の企業を誘致すれば地方が活性化するわけでは ないと考えます。市長のご所見をお聞かせください。
- (ウ) 地域でお金が回るにはそのためのルールや仕組みが必要だと思いませんか。WTOで定められた入札は地元業者に仕事を回すことに逆行していると考えませんか。
- (エ) 地元業者の仕事おこしとして住宅リフォーム助成制度を恒久的に取り 組みませんか。
- (オ) 岡山市が発注する仕事で働く人の待遇を引き上げ、消費の刺激になる 公契約条例を定めませんか。

(2)農業を守り地域を守る

安倍内閣は自民党の2013年の参議院選挙での公約も国会決議もないが しろにしてTPP交渉に突き進んでいます。そもそも輸入義務のないミニマ ムアクセス米に加えて別枠でアメリカ産の米を買おうとしています。

まずは農地を守らなくては農業ができません。農地転用の許可権限を地方に移すことは規制の緩和とは別であるべきです。

そこで質問します。

- (ア) 地域の農業振興で食糧の確保をし、農地の多面的機能により地域環境を守るためにTPPに参加反対を地方からも明確にするべきではありませんか。
- (イ) 農地転用の許可権限が地方に移されても農地保全を第一にすべきでは ありませんか。
- (ウ) 農地は農地として活用する仕組みを堅持すべきではありませんか。

(3) 市の無駄遣い、不要不急な事業は止める

ア 第三次合理化事業計画はやめるべき

これまで岡山市は合理化事業特別措置法に基づくとして下水道の整備に伴う屎尿汲み取り業の転業を支援するための合理化事業計画を第一次、第二次と策定してきました。

平成16年に策定された第一次計画はバキュームカーを一台減らすと4億6千万円の代替業務を、平成21年に策定された第2次計画は3億9千50

0万円の代替業務を市が提供するものでした。

そして現在、支援額は協議中ですが第3次計画が実施されています。

どの業界、企業も自助努力で経営環境の変化に対応しています。まして汲み取りの減少、浄化槽の増加は予測不能な突発的変化ではありません。

屎尿のくみ取りについても業界、企業が下水道普及の進捗、住宅建設の動 向を見ながら自力で対応すべきです。

そこで質問です。

- (ア) 市は何故、第3次合理化事業計画を策定したのですか。
- (イ) 合理化事業の計画策定は法律で義務づけられていますか。
- (ウ) 特定の業界、企業への特別な支援はやめるべきではありませんか。

イ 水道局の合理的な庁舎活用

公共施設マネジメント基本方針で公共施設の統廃合、複合化の方針が出されようとしている時に庁舎の建て替えが水道局単独の発想のままでいいのか 疑問があります。

本庁舎が手狭になっている時に会議室の活用は積極的に図るべきです。

また鹿田地域で公共の貸し会議室があまりありません。市民の活用ができれば新たな集会所等を建てる必要性も低くなります。

そこで質問です。

- (ア) 水道局の会議室は本庁舎と連動した運用を検討すべきではありませんか。
- (イ) 水道局の会議室は地域住民に開放、共有しますか
- (ウ) 今後の庁舎整備は企業会計、事業会計も連携して行うべきではありませんか。

ウ コンベンションはおもてなし中心で

市民会館、市民文化ホールの建て替えはバリアフリー化、老朽化対策としては必要な事業です。

ただし過大な建設費負担を市民に押しつけないように既存施設活用と併せ て検討すべきです。

そこで質問です。

(ア) 市民会館、市民文化ホールを適切な規模で効果的に建て替えれば、マ

マカリフォーラム、シンフォニーホールなど他の既存施設とコンベンション機能を確保すれば新たに施設を建設しなくてもいいのではありませんか。

(イ) コンベンションはESD国際会議で評価されたマンパワーのおもてな し中心で取り組むべきではありませんか。

エ 路面電車駅前乗り入れは今、必要か

路面電車とJRの乗り継ぎの利便性をよくするため、として12の案が示されました。

10億円から46億円以上が必要との試算がなされています。

しかし誰のためにどれだけの効果がある事業なのか明確に示されていません。

乗り継ぎが近くなれば便利になることは確かかもしれません。ただし「効果は不明だが便利にはなる。」程度のことで巨費を投入することはできません。

イオンモール岡山への来客が回遊のために乗るのかも不明です。

そこで質問です

- (ア) JRから路面電車に乗り換えて移動している人の利用目的ごとの人数の把握が必要ではありませんか。
- (イ)費用対効果はどのように測りますか。
- (ウ) 岡山電気軌道の意向はどうなっていますか。
- (エ)乗り換えの分かりやすさは案内表示の工夫や案内スタッフの配置で実現できるのではありませんか。
 - (オ) イオンモール岡山のお客さんの動きはどう考えていますか。

オ 吉備線 LRT 化は JR の責任と沿線のまちづくりの視点で

吉備線のLRT化が議論されています。

走らせる車両が変われば沿線の乗降客が増えるというものではありません。 居住人口、通勤・通学者、観光客などが増えなくては利用者も増えません。 LRTの停留所へのアクセスを確保する必要もあります。

総合的なまちづくりとネットワークとしての公共交通の組み立てと一体に 考える必要があります。

そこで質問です。

- (ア) 吉備線LRT化に掛かる費用の負担割合の決め方はどう考えていますか。
- (イ) 費用対効果はどのように算定しますか。
- (ウ) 吉備線の利用者数の増加のためにはどのような方策を考えていますか。
- (エ) JRが取り組んでいる吉備線の利用者増の手だてはどう把握していますか。
- (オ) 沿線のまちづくりはどう考えていますか。

(4) 市民協働の発展のために

平成の大合併により自治体が広大になりすぎ、住民自治の機能の後退に繋がっています。

連携中枢拠点都市圏構想は、形を変えた市町村合併として自治体周辺部での公共施設の集約、サービスの低下をまねくことを危惧しています。

前市長の肝いりで設置された安全・安心ネットワーク推進室は、地域の団体の活動を繋ぐのに一定の役割を果たすと同時に、公民館の地域担当職員に当初の目論見通りの人材が確保できないといったこともありました。

そこで質問です。

- (ア) 安全・安心ネットワーク推進室の設立目的と事業効果をどう考えていますか。
- (イ) 市民協働の観点からどのように安全・安心ネットワークの業務を引き 継いでいきますか。
- (ウ)「連携中枢拠点都市圏構想」は周辺部のサービスや公共施設の集約化、 切り捨てに繋がる恐れはありませんか。

(5) 職員体制の確保について

市のサービスのために

市は「平成27~28年度の定員管理について」でまた技能労務職の採用抑制を方針にしています。採用抑制に但し書きで「退職者不補充」と付け加えられています。

技術が必要な職種は安定的な雇用と継承できる体制が必要です。

市の事務執行に必要な職種、人員は現場から出てくるべきものです。人事 課がプランで「退職者不補充」をあらかじめ打ち出すのは不適当です。

また職員数の目安として総職員数を5,300人程度、人口一万人当たりの職員数で政令市中位を掲げています。

「平成26年度事務事業チェック結果(案)について」では平成27年4月までの定員管理の目標、として人件費比率17%台を目標とした評価をしています。人件費比率による指標は高谷市長の時に前倒しで達成したにもかかわらず職員削減をストップしませんでした。

今回、人件費比率から人口当たりの職員数に指標を変更したのは、大型公 共事業を進めればおのずと人件費比率が下がるからだと推測します。

本来、必要な職員はそれぞれの市の規模や事業によって異なります。人口当たりの職員数にしても人件費比率にしても政令市中の順位を指標にするのは不合理です。

そこで質問します。

- (ア) 各職場で必要とされている業務と職員数を基本に体制を考えるべきで はありませんか。
- (イ) 技能労務職の退職者不補充の文言は削除すべきではありませんか。
- (ウ)人口密度、面積など行政効率、実施する事業規模が全く異なる政令市の中で職員数の順位を指標にすることは不適当ではありませんか。
- (エ) 技術職が減り市のノウハウが失われることは市民のために損失になり ませんか。

3. 市民のいのちとくらしを守る市政に

(1) 国民健康保険料は引き下げを

年金は減らされ、消費税は値上げされるなかで「払いたくても払えない、 高すぎる保険料を何とかして欲しい。」との市民の切実な声が大きな運動と なっています。今年も国保料の引き下げを求める2万筆以上の署名が提出さ れました。

先日の国保運営協議会で8年連続での据え置きが決定されました。値下げでこそありませんが、「これ以上の負担は耐えられない。」という市民の声が示されている時にさらなる負担増でなかったことはよかったと思っています。

しかし、その協議会で示された国保会計の課題として法定外繰り入れに依 存する財政状況が挙げられています。

高齢者、低所得者が加入者のほとんどを占める国保では市が法定外繰り入れをすることは当然です。依存という捉え方ですが、その割合は国保収入の3%足らずであり、法定繰り入れも3%ほどです。

国保加入者の22.2%、23,000世帯が滞納世帯です。短期保険証は平成16年度には2,136件だったのが今は6,335件と3倍になって

います。資格証は472件が2,381件と5倍に増えています。このような市民負担や保険証取り上げの実態が国保運営協議会では議論されていません。

そこで質問です。

- (ア)介護保険会計では市の負担は10%くらいあります。国保会計でも10%前後までは増やしても大丈夫ではないでしょうか。
- (イ)『国民健康保険財政健全化計画』ではまったく繰り入れをしないシミュレーションをしています。繰り入れを見越したシミュレーションをするべきではありませんか。
- (ウ) 短期保険証や資格証の発行増は岡山市の保険料が高すぎることを物語っているのではありませんか。ご所見をお聞かせ下さい。
- (エ) 政令市のうち10市は協議会委員に公募枠があります。被保険者の生の声を取り入れるために、国保運営協議会委員に公募枠を設けるべきではありませんか。
- (オ) 医療費抑制のためには予防が重要です。喫煙者を中心に半径 7 メートルの圏内は受動喫煙の影響があると言われています。受動喫煙防止のために岡山駅前広場の喫煙スペースは、位置の見直しや煙が漏れない構造にするなど、改善が必要ではありませんか。

(2) 必要な人に必要な介護を

第6期高齢者福祉計画・介護保険事業計画が策定されようとしています。 この期の見直しは介護保険制度が始まって以来の大きな変化です。介護報酬は2.27%の引き下げ、特養など施設サービスは幅広く減額されます。

岡山市内の80床のある特養は、この改正で基本報酬が8月時点で230万円減ると試算しています。そこから日常生活支援や看護師などの体制、栄養改善、見取りなどあらゆる加算をもらう努力をして、80万円は確保しようとしています。しかし加算の条件をクリアするには職員体制や資格者の確保など高いハードルがあり、不安要素の方が大きいとのことです。80床規模でもこうした状況です。定員の少ないところほど施設経営が大変になります。

また認知症対策重視と言いながら、認知症グループホームの基本サービス 費が大幅に削減されます。小さいところは経営が困難になるとの懸念が出て います。

介護報酬は引き下げながら、国は介護職員の処遇改善のために加算をして

1人当たり月額12,000円の賃上げになるとされています。しかしこれは全員が12,000円上がるのではなく施設の定員に対しての平均額です。例えば、100人の定員で実際には50人体制の施設より、30人体制の施設の方が1人当たりの加算が増えるという矛盾があります。職員を減らして働く人にしわ寄せが来る心配があります。

利用者に対しては負担増があります。

国保制度のような政策繰り入れができず減免制度が不十分で「所得が低い ほど保険料の負担が重い。」という悲鳴が上がっています。

安心して老後が過ごせないから少ない年金などをやりくりして預貯金をしているのに、それが理由で日々の負担が増えたのでは大変です。

そこで質問です。

- (ア)介護報酬の大幅削減は、市の計画にどのように反映されていますか。
- (イ)介護報酬削減で経営の見通しが困難になると、施設確保が難しくなり ませんか。
- (ウ) 保険料、自己負担の利用者負担増が深刻になりませんか。
- (エ)預貯金は本人申告ですが、どのよう判断しますか。岡山市で負担増に なる方の割合はどうなっていますか。
- (オ)介護職員の賃金、職員数などの処遇改善はどのように担保しますか。 介護施設には介護職以外の職員も多数、働いています。全体に処遇が 改善しますか。

(3) 障害者65歳問題

岡山市が障害を持つ方が65歳の誕生日を迎えると強制的に障害者総合支援法によるサービスから介護保険法の適用に切り替えることについて岡山地裁で争われています。

市は要介護度が5でなくても個々の事情を勘案して介護サービスへの上乗 せをすることにしましたが、本人の身体状況が変化しなくても誕生日で適用 されるサービスが切り替えられるという問題は解決していません。

そこで質問です。

- (ア) 障害を持つ方が65歳を迎えても一律に介護保険法の適用に切り替えるのではなく、個々の事例によっては障害者総合支援法を適用すべきではありませんか。
- (イ) 上乗せサービス内容は64歳の時より生活の質を落とさない、という

観点で決定するべきではありませんか。

(4) 子どもの医療費は無料化の拡大を

「子育てにもコスト意識を持たせるために子どもの医療費の負担は当然。」 という意見がありますが、そのコスト意識と負担感が少子化に拍車を掛けて います。

教育にかかる費用は調査によって異なりますが 1, 300万円から 1, 600万円が必要だと言われています。子育て全体の費用は 3, 000万円にもなるとの計算があります。

非正規雇用も増える中で、子育て世代の経済的不安は大きいものがあります。

『平成26年版少子化社会対策白書』を見ると、子育て世代の30代の収入階層は1997年には500万円から699万円が最も多かったのに対し、2012年には300万円台が最も多くなっています。経済的に苦しい子育て世代が増加しています。

せめて子どもの病気、怪我については、コスト意識で受診抑制が起きないようにすべきです。

市長が提案した小学生の通院一割負担は有識者会議で出されてた「コンビニ受診で医療現場が大変だ。」という意見が反映されています。しかしコンビニ受診を具体的に裏付ける調査や対策はなされていません。

また障害児については世帯の所得制限はあるものの1割負担や低所得者1 は上限1,000円などの制度があります。

そこで質問です。

- (ア) 子育て世代の経済状況についてどのような認識を持っていますか。
- (イ) 保護者の受診行動について調査し、本当に問題があるなら啓発で対応 すべきではありませんか。
- (ウ) 小学生の通院医療費の1割負担では障害児の保護者の支援は改善していないのではありませんか。
- (エ) 子どもの医療費は無料化の年齢を拡大すべきではありませんか。
- (5) 認可保育園と放課後児童クラブの充実について

いよいよこの4月から子ども子育て新制度が施行されます。

これまで市は保育園と幼稚園の強引な一体化を進めてきました。老朽化している建物に巨費を掛けて改修し、工事に伴い自園調理であるべき給食は弁

当の外部搬入を行うことになっています。

そこで質問です。

- (ア) 保育士と幼稚園教諭の仕事内容と給与は4月から同等になりますか。
- (イ) 市内を 30 区域に分けて認定こども園を設置する方針は改めるべきでは ありませんか
- (ウ) 認可保育園の拡充をまず行うべきではありませんか。
- (エ) 放課後児童クラブの新制度施行に対応した来年度予算の特徴は何です か。
- (オ) 放課後児童クラブの面積の確保ならびにトイレ、静養スペース、事務 スペースの整備は具体的にどう進めますか。
- (カ) 放課後児童支援員の社会保険の付与など待遇向上はどうなりますか。

(6)健康のためにもルールが必要

食品に使用されているトランス脂肪酸について日本では表示義務がありません。日本企業の同じお菓子が海外ではトランス脂肪酸が表示され、国内では表示されていません。

心疾患、認知症など様々なリスクが指摘されWHOが摂取量を抑えるように勧告しているトランス脂肪酸の摂取を市民が控えようとしても表示がなければ食べても良い物と避けた方が良い物の区別ができません。市民の健康づくりにも影響します。

TPPに参加すれば、日本独自の規制や表示義務はできなくなり、食品の原材料表示がますますないがしろにされてしまいます。

そこで質問です。

(ア) 国民の健康や暮らしを守るルール破壊に繋がるTPPへは不参加を求めませんか。

4. 教育について

過度な競争をさせ、落ちこぼれを作る教育ではなく、全ての子どもが大切にされ学ぶ喜びを感じることができる学校にするために体制、施設の充実を求め、教育分野での質問をします。

(1) 全国学力テスト(全国学力・学習状況調査)について

平成26年度の全国学力テストの結果で岡山県は中学3年が42位でした。 それでも全国平均との差が最大3.9ポイントです。 小学校の国語 A では上位の県1位から5位が1.5ポイントの範囲に収まっています。小数点以下のポイントで順位が変わります。

順位や平均点が高い低いと言っても僅かな差の中にひしめき合っているだけです。

下位3県の平均と全国平均の差が昨年度より縮まったことを文科省は「学力の底上げが進んでいる」と分析しています。「テスト対策が進んでいる」の間違いだと思います。

どんなテストでも得点を上げるための傾向と対策、ノウハウがあります。 テストを続ければ得点対策も進歩します。

それでも上位の方はいくら頑張っても満点以上は取れません。下位の方が伸びしろがあります。

対策が進めば上下幅や平均との差が縮まるようになっています。

それでも平均点や順位が公表されるとそこに関心が集中します。県知事の 立てた目標が「全国10位以内。」はその表れです。

全国学力テストを「全員が6割解けるようになろう。」というのは甚だ困難とはいえ理論的には達成可能です。

「全員が平均点を超える。」とか「全員が10番以内。」とかは不可能です。 全員が対象の義務教育で全員は達成できないことを指標に頑張らせるのは 間違っています。

義務教育では身に付けるべきことが身に付いているかどうかが指標であるべきです。

平均点に関心が集中してしまう悉皆調査と平均点の公表は教育の評価を貧困にし歪めているのでやめるべきです。

また、活用力に課題があり証明が苦手、といった定性的な分析は変化がありません。毎年、全数調査をする意味がありません。

市の教育委員会の議論で「もっと早く返すように国に要望するように。」 との意見が出ています。結果が返るのが8月、子どもに返すのが9月以降に なるからです。この結果返却の遅さも全国の全数調査の弊害です。

4月に受けて夏休みを挟み、秋に返ってくるテストでどんな指導ができる というのでしょう。

受験をする子なら夏休みは特訓の期間です。4月の自分はとっくに過去の 人です。

一人一人の弱点を見つけて指導するためにはすぐに解答例を配って自己採 点させて担任が見れば翌日から弱点指導ができます。

傾向と課題の把握ならサンプル調査で充分です。市長の言う生徒の立ち位

置を知ることも学校や自治体の順位とは別に全国的な傾向との比較で可能です。

どちらにしても全国集計の時間やお金を節約できます。

順位が低いところに手厚い対応を取るならまだしも、教師と子どもにはっぱを掛けるだけの全国学力テストへの参加は止めるべきです。

全国学力テストに呼応する形で県も学力定着状況たしかめテストを行っています。

昨年7月の報道を見ると県の調査で長時間、ゲームをしている子どもはテストの成績が悪いことが明らかになりました。

当たり前のことを証明するのが意味を持つことはありますが、サンプル調査で分かることです。毎年、実施してもゲームの時間と成績の関係の調査結果は変わりません。他の項目も同じです。

しばらく県のテストは中止しして、ゲームの時間を減らす取り組みなどを やってからサンプル調査に切り換えるように県に提言すべきです。

そこで質問です。

- (ア) 全国学力テストへの参加はやめるべきではありませんか。
- (イ) 夏休み明けに返ってくるテストは個々の指導に役立たないのではあり ませんか。
- (ウ) 岡山市は市の独自性を発揮して県の学力テストへの不参加を表明して はどうですか。

(2) 頑張る学校応援事業について

頑張る学校応援事業が子どもと教師に負担と歪みを押しつけています。

「何故、あの学校が選ばれて、うちの学校が選ばれないのか。」との思い を保護者や学校関係者に持たせてしまっています。

そこで質問です。

- (ア) 頑張る学校応援事業の100万円はどのような使われ方をしましたか。 学校間の格差を広げ、学校現場に不信感を持ち込んだのではありませ んか。ご所見をお聞かせください
- (イ) 来年度は頑張る学校応援事業への参加はやめませんか。

(3) 道徳の教科化は反道徳的

道徳の教科化は内心の自由に踏み込み、国定の価値観を子どもに植え付け

ようとするものです。

教科として評価されることで点になる価値観と点にならない価値観に分けられることになってしまいます。子ども達は大人、先生の顔色を窺い「こう言えば喜ばれる。点数になる。」と見抜くようになります。容易に面従腹背に繋がることが考えられます。

そこで質問です。

(ア)子ども達の内心の自由に踏み込み面従腹背を生むような教育は行わないようにすべきですが、どう考えますか。

(4) 安心してのびのび学べる学校に

子ども達が安心してのびのび学べる学校にするためには、体制の充実、人権が守られることが大切です。

いじめ、不登校などの問題について子ども本人と向き合うだけでなく、家庭や行政、福祉関係施設など、外部機関と連携しながら、子どもを取り巻く環境を調整することが必要です。そのために我が党市議団は学校へのスクールソーシャルワーカーの配置を求めてきました。

学校徴収金について裁判に訴えるための証文を取られている、未納になってしまったときに連絡が行く他人を書かなくてはいけない、という状態は義務教育において人権が守られているとは言えません。

一部の給食費の未納者のために99%出番のない世帯以外の人までもを含む個人情報の管理を学校にさせることも無用な負担です。

学校徴収金の未納についても家庭状況の把握、福祉施策の活用などスクールソーシャルワーカーが果たせる役割があります。

そこで質問します。

- (ア) スクールソーシャルワーカーの全校配置を行うべきではありませんか。
- (イ) 学校徴収金の同意書は廃止すべきではありませんか。

(5) 新教育長と総合教育会議の下での教育について

教育委員会制度の改正は教育がますます政治に、特に首長の思いに振り回 されることになりかねません。

総合教育会議は首長が招集し、直接議論する会議です。教育長は教育委員の互選ではなく首長が選ぶことになります。教育に関する議論と決定が首長主導にならざるを得ません。市長の提案理由説明でも早速、どんな子どもを

育てたいのか市長の思いが示されています。

改正地方教育行政法も教育の政治的中立性、継続性・安定性を確保する、 とはしていますが新教育長や総合教育会議は教育委員会制度を変質させるも のです。

また文科省は通学時間が1時間以内なら良い、などと統廃合を進める方針を示しています。

子ども達の育つ環境、地域コミュニティのために安易に国の方針に乗るべきではありません。

子ども達の学ぶ権利を保障するためには適応指導教室に通いやすくするべきです。ラポート牧山は最寄駅から細くて危険な川沿い道路を徒歩で50分くらい掛かります。送迎のために保護者が仕事をやめなければならない状況です。教育環境は山の中で最高です。一人一人の子どもの教育権を守るために作った場所に応じて通学も保障するべきです。

そこで質問します。

- (ア)教育委員会制度の改革は、教育委員の人数、選ばれ方、会議の持ち方 などで対応できるのではありませんか。
- (イ) 新教育長、総合教育会議の下ではその時々の首長の政治的立場で教育 行政が直接に左右されるのではありませんか。
- (ウ) 教育の政治的中立性、継続性・安定性についてどう考えますか。
- (エ)「社会に貢献できる力」とは何のことですか。学校教育では社会に貢献しているかどうかで子どもを評価するべきではないと思いますが、 ご所見をお聞かせ下さい。
- (オ) 部活動サポート事業で教育的観点はどう担保されますか。
- (カ) 文科省が統廃合の方針を出しても一律に岡山市で進めるべきではない と考えますが、ご所見をお聞かせ下さい。
- (キ) 適応指導教室ラポート牧山にスクールバスを運行するべきではありませんか。

5. 投票率向上に向けて

今議会が閉会するとまもなく県議会議員選挙と市議会議員選挙が4月12 日投票で行われます。総選挙が最低の投票率であっただけに投票率を高める 努力を進めてほしいと考えます。しかし、選挙中に各候補者のポスターをは る公営掲示板が法定数より減らされているところがあります。

また期日前投票所が南区では区役所に変わりましたが、従来の中央卸売市

場事務所に自転車で行っていた方からは不便になったという声をうかがいます。

若者の投票率向上には、特に努力が要ると思います。大阪大学豊中キャンパスでは期日前投票所の設置が予定されているとのことです。また大学生は住民票を岡山市に置いていない場合があります。直接岡山市の投票率向上にはつながらなくても滞在先の市区町村選管での不在者投票の利用をすすめることが有効です。

未来の有権者への教育も大切です。岡輝中学校で取り組まれた選挙教育は 新聞ニュースで話題になりました。子ども達は「大事な権利だ。」とか「投 票率が低いことは大変残念だ。」などの感想を持っていました。18歳選挙 権が具体的に議論されている時に中学校で政治参加について考える機会を作 ることは教科として道徳を教えるよりも実践的で効果的です。

投票率向上の手立てを追求すべきだと思います。

そこで質問します。

- (ア)公営掲示板削減の理由は何ですか。法定数から減らしているのは何故 ですか。
- (イ) 中央卸売市場事務所の期日前投票所の復活ができないでしょうか。
- (ウ)滞在先の市区町村選管での不在者投票について、学生向けに宣伝する か、選挙広報に載せてはどうでしょうか。
- (エ) 大学に期日前投票所を設けることはできませんか。
- (オ) 学校で選挙についての教育を進めてはどうですか。